

Title	状態・性質の「する」構文の適格性に関する調査報告
Author(s)	大神, 雄一郎
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2020, 2019, p. 11-20
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/76976">https://doi.org/10.18910/76976</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 状態・性質の「する」構文の適格性に関する調査報告\*

大神 雄一郎

## 1. はじめに

本稿は、動詞「する」をテイル形で用いた「XはYをしている」という表現形式によって対象Xの状態や性質について述べる(1)のような日本語構文に関し、その表現の適格性条件について理解を深めることを意図して行った調査に基づくものである。

(1) メアリーは青い目をしている。

概略、(1)はメアリーの目が青い、ということを表すものとされる。こうした表現は、第一義的には「活動性」とでもいうべき動的な意味を表すと考えられる動詞「する」により、言及対象の静的な在り方、あるいは有り様を述べる、という点で興味深いものと言える。ここでは、この種の表現のタイプを、状態・性質の「する」構文と呼ぶこととする。

本稿が問題とする構文については、先行研究にも様々な観点からの議論が認められ(影山 1990, 2004, 2009; 森山・梅原・富永 2015; 佐藤 2003, 2005; 澤田 2003; 角田 1991, 2009 など参照)、これまでに知見が積み重ねられてきた。ただし、従来の研究知見によっては、当該構文の表現が適格となる条件について十分に明らかにされていない点も残っているように思われる。このことをふまえ筆者は、状態・性質の「する」構文の適格性条件について見通しを深めることを目的に、当該構文の表現に関する調査を行った。その背後にあるのは、ある言語表現の実態と成り立ちについて解明するには、まずは問題となる表現が適格となる条件や環境について詳細に明らかにすることが何よりも重要となる、という発想である。この発想に基づき、本稿は、上記の調査の成果について報告しつつ、そこから得られる示唆について提示することを意図するものである。ここでは、何らかの具体的な問いや仮説に対して解を与えるというよりも、状態・性質の「する」構文の実態を明らかにすることに向けて必要な視点について見通しを得ることを狙いとする。

上記のことを念頭に、まず続く第2節では、筆者が行った調査の概要について説明する。第3節では、調査結果に関して注目すべき点を提示しつつ、そこから得られる示唆について述べる。最後に、第4節に簡単なまとめを示す。

---

\* 本稿は JSPS 科研費(課題番号: 19K20789)の助成を受けて行われた調査・研究に基づくものである。研究の推進にあたりご助言をくださった早瀬尚子先生と、本稿の執筆をご支援くださった小瀬哲哉先生ならびに原稿の編集にあたって多大なご助力をくださった大井良友さん、少なからぬ時間と労力をかけて被験者調査にご協力くださった浅野真菜さん、井原駿さん、大谷修樹さん、岡田栄弓さん、坂場大道さん、中野晃希さん、野瀬由季子さん、三野貴志さんに、この場をお借りして心よりお礼を申し上げたい。もちろん、本稿の不備や課題は、言うまでもなく筆者個人に期されるべきものである。

## 2. 調査の背景・目的・方法

ここで紹介する調査を行った背景には、状態・性質の「する」構文の実態と特徴について明らかにするにあたり、関連する従来の研究においては注目されてこなかったタイプの事例にも広く目を向け、具体的な文の適格性に関する話者ごとの評価の違いも考慮しながら、細やかな観察と分析を行う必要性が感じられたことが挙げられる。まず、問題となる構文の基本的性質としては、述部を「する」の形に置き換えることができないこと、典型的には Y 項の名詞句が修飾要素を伴うこと、X の指示対象と Y の指示対象の間に強い結びつきが認められる場合に適格となると考えられること、といったことが明らかにされている。<sup>1</sup>ただし、状態・性質の「する」構文において個別の具体的な表現が適格となるのはどのような場合なのか、というのは存外に複雑な問題で、その条件について明らかにするには、より細かい視点からの検討が求められるように思われる。<sup>2</sup>上記に関し、筆者が注目する具体的な問題について、以下に大きく 3 点を挙げておきたい。

まず 1 つめに挙げられるのが、「X は Y をしている」の形式で何らかの対象の有り様を述べようとする場合、従来の研究知見によっては適格になると考えられるはずの文においても、名詞句 Y を修飾する要素によっては適格な文が成立しないことがある、あるいは文の解釈に制約が生じることがある、という問題である。次の例を参照されたい。

- (2) a. この政治家はタコみたいな口をしている。  
b. ?? そのセールスマンがうまい口をしている。
- (3) ?? この学生はいい頭をしている。
- (4) ?? 私の祖父は年の割に多い歯をしている。

これらは、Y 項に修飾要素＋身体部位名詞を置き、ある人物の有り様を述べようとするような文といえ、先行研究の知見に従うと、いずれも適格な文となると予測されるものである。そのうえで、(2a)と(2b)は「政治家」あるいは「セールスマン」について、その「口」に言及する形で述べるものであるが、ここにおいて「口がタコみたいだ」という意味を表す(2a)が自然に感じられるのに対し、「口がうまい」ということを述べようとする(2b)には不自然さを感じられる。また(3)は、ある「学生」の「頭」について述べるものであるが、この文は「頭の形がいい」あるいは「学生らしい髪型だ」といった意味では適切な解釈が可能になるかもしれないが、これを「頭がいい」という意味を表すものとして解釈しようとするると不自然さを感じられる。加えて(4)は「祖父」は「歯が多い」ことを述べようとするものであるが、この文も自然な表現には感じられないように思われる。

<sup>1</sup> ここではこれらについて詳しく紹介する余裕はない。参考文献に示した先行研究を参照されたい。

<sup>2</sup> 野瀬由季子氏からは、問題となる構文の理解と学習に関し、日本語学習者が誤用を生じる可能性やその理由について具体的なコメントを得た。この観点は、問題となる構文に関し日本語話者がどのように理解しているのかを検討するうえでも有益に用いられ得るものと考えられる。

2つめに、先行研究においては不適格とされるタイプの文にも、実際には適格な例が少なからず見つかる、という問題が挙げられる。次のような文にこのことが示される。

- (5) 彼女はかわいいえくぼをしている。
- (6) 娘は母親譲りのおでこの広さをしている。
- (7) この車はかわいい顔つきをしている。
- (8) 妻はもち肌をしている。

(5)の「えくぼ」および(6)の「広さ」は、先行研究において、問題となる構文の表現では言及することができないとされる部位や属性である。また、(7)の「車」のような無生物の構成部分について述べる文、(8)の「もち肌」のような「複合名詞+をしている」の形式の文も、従来の見方において、基本的には適格とならないとされている。しかしながら、ここに挙げた文には特に問題があるようには思われない。

3つめに挙げられるのが、下記のように、対象Xそのものに備わる属性を直接的に述べるわけではないと考えられるタイプの文が少なからず確認される、という問題である。

- (9) その産地のコーヒーは酸味の強い味をしている。
- (10) この品種のナシはシャキシャキした歯触りをしている。

(9)の「酸味の強い味」および(10)の「シャキシャキした歯触り」は、一見すると「コーヒー」や「ナシ」の属性を述べているかに見える。しかしながら、これらはこうした対象そのものが内在的に有する属性を述べるものというより、むしろ対象の属性に対する話者（経験者）による対象に対しての評価を述べる色合いが強いものに思われる。先行研究における考察では、このように言語主体の知覚や感覚を描出するものとしての色合いが強いタイプの文は重視されてこなかったように思われるが、この種の文にも様々な例が認められる。

ここに示した問題は、筆者個人の言語感覚に基づくものであり、(2-10)の例はこれに従いWeb 検索を行った際に得られた実例をもとにしたものであって、問題となる構文の実態について検討するうえでいくらかの助けになるものと考えられる。ただし、この構文の実態については未知の部分も少なからず残されており、そうした言語表現の適格性について、個人的な言語感覚に頼って文の適格性判断を行い、またその判断に適合する実例がいくらか認められる、ということのみを根拠に断定的に論じることには、信頼性の面で不足も指摘されよう。こうした課題を少しでも克服し、より一般性のある見通しを得ることが、ここで紹介する調査の目的である。

こうした立場から、筆者は2020年2月、日本語を母語とする話者を対象に、状態・性質の「する」構文の適格性について理解を深めるべく、被験者調査を行った。ここでは、統語論、形式意味論、認知意味論、言語教育、という4つの分野に関し、それぞれの分野の知見

を持つ大学院生2名ずつ、合計8名に協力していただいた。調査の方法は、概略、まず質問紙を用いて状態・性質の「する」構文の様々な表現について容認度の評定を行ってもらい、次に評価に用いた例文とその容認性を見渡したうえで気づいたこと、気になったことについてヒアリングを行ったうえで、ヒアリング内容に基づいてさらに詳しい点に関する質問に答えてもらう、というものである。評価対象とした例文は、筆者の作例91文で、上記8名のうち4名の被験者にはさらに追加調査の9文にも回答していただいた。

例文の評価については、「全く問題のない適格な日本語の文とみなされる」、「不適格とは言い切れないが、少し不自然さや違和感がある」、「不適格とは言い切れないが、不自然さや違和感が大きい」、「適格な日本語の文として成り立たないと思われる」の4つから選んでもらう形式とした。この評価基準は、一般的なテストと比べると大まかなものであるが、ここでは母語話者の直感的な評価を大局的に捉えることを重視し、この基準を用いた。各評価基準に対しては、容認度が高い順に、上から3点、2点、1点、0点、と、数字による点数をつけた。

最終的な評価ポイントについては、前述の8名による評定の結果に、言語学の知見を有さない被験者の回答と、筆者自身の回答（他の被験者への調査を行う前に回答を済ませている）を加味し、合計10名分の回答結果をもとに算出した。調査者が自身の回答を評定に用いることに対しては否定的な見方もあるかもしれないが、調査対象とした表現に対する評定は評価者ごとに大きく異なるため、その適格性について検討するには筆者による評価も加え、より多様な見方を取り込むことが有益に思われたこと、また、合計10名の回答内容を総合して判断する際に筆者個人の評定が全体の結果を強く方向づけてしまうほどの影響力は持たないと思われたことから、こうした方法をとった。評価対象となる文が適格か不適格か、という点については、例として「平均点によって一律に決定する」というような方法をとることはせず、平均値、中央値、最頻値をそれぞれ参照しつつ検討している。

以上が調査の概要である。これを前提に、次節では、調査を通じて得られた結果を示しつつ、そこに示唆されると考えられることについて述べる。紙幅の都合上、提示する事例は調査に用いたものの一部となることを理解されたい。

### 3. 調査結果と結果に示唆されること

ここでは、前節に示された3つのポイントに注目しつつ調査結果を示し、合わせて、結果に示唆される課題や展望について確認する。1つめに、修飾要素の種類が文の適格性や解釈に影響を与えること、2つめに、従来の研究においては不適格とされる文にも容認可能となる場合が多く認められること、3つめに、表現主体の知覚・感覚に基づく経験を述べるような文が広く認められること、という3点について、順に見ていくこととする。

### 3.1. 修飾要素の種類と文の適格性・解釈について

はじめに、状態・性質の「する」構文においては、Y 項名詞句を修飾する要素が文の適格性や解釈に影響を与えると考えられることを確認する。ここでまず参照したいのが、次のような例とその評価である。なお、例文の末尾の括弧内の数値は、前から順に、各文に対する評価の平均値/中央値/最頻値を示すものとする（以下同様）。

- (11) a. この政治家はタコみたいな口をしている。(3/3/3)
- b. そのセールスマンはうまい口をしている。(0.8/0.5/0)
- c. あのおばさんは軽い口をしている。(0.9/1/1)
- (12) a. あの学者はツルツルの頭をしている。(3/3/3)
- b. この学生はいい頭をしている。(1.5/1.5/2)
- c. あの生徒は悪い頭をしている。(0.7/0.5/0)

(11)の例において、a の文は回答者全員に 3 点と評価された。これに対し、b の文は平均値 0.8、中央値 0.5、最頻値 0、c の文は平均値 0.9、中央値 1、最頻値 1、という評価であった。(12)の例では、a の文については全員が 3 点と評価しているが、b では平均値 1.5、中央値 1.5、最頻値 2、c では平均値 0.7、中央値 0.5、最頻値 0、という評価が得られた。これらの結果から、「X は Y をしている」の形式で特定の人物の有り様について表そうとする場合、「タコみたいな口」や「ツルツルの頭」のように、外見的な特徴に注目して述べる場合には適格な表現が得られるが、人物の内面に関して述べようとする場合には適格性が低くなりやすい、という見通しが得られる。このことは、次のような例からも確認される。

- (13) a. うちの夫はゴツゴツした手をしている。(2.7/3/3)
- b. うちの夫は早い手をしている。(0.1/0/0)
- (14) a. 我が社の社長は太鼓のような腹をしている。(3/3/3)
- b. あの議員は黒い腹をしている。(1.1/1/0)
- (15) a. あの関取はどっしりした腰をしている。(2.5/3/3)
- b. あの新人は低い腰をしている。(1/0.5/0)

これらの各例において、人物 X の身体部位に関する外見的特徴について述べる a の文はいずれも容認度が高いものと判断されるが、(13b)「手が早い」、(14b)「腹が黒い」、(15b)「腰が低い」のように、その人物の行動特性や人間性などについて述べる b の文は著しく容認度が低くなっている。<sup>3</sup>

<sup>3</sup> ここでの確認に関連することとして、井原駿氏からは、問題となる構文の適格性には証拠性（エビデンシャルティ）が関与していると考えられることも可能ではないか、とのコメントを得た。この指摘の通り、証拠性は、「体験性」とでもいふべき要因と合わせ、今後の検討に向けて重要な観点の 1 つと思われる。

上記のような現象について確認したうえで、次のような例にも注意が必要である。

- (16) a. あの先生はいい耳をしている。(2.6/3/3)  
b. おばあちゃんは遠い耳をしている。(0.8/0.5/0)

(16)の例では、「耳がいい」ということを表す a の文について、問題のない自然な表現という評価が与えられると考えられる。<sup>4</sup>これに対し、「耳が遠い」ということを表す b の文は、容認度が低いものと評価される。この結果を見ると「XはYをしている」の形式においても、「好ましい性質や能力について述べる場合には人間の内面的な事柄について述べることも可能となる」と思われるかもしれない。しかしながら、さらに次の例を参照されたい。

- (17) a. あの外科医は見事な腕をしている。(2.9/3/3)  
b. あの外科医はとんでもない腕をしている。(2.3/3/3)  
(18) a. あの選手は速い足をしている。(1/1/0)  
b. うちの子は遅い足をしている。(0.8/0.5/0)

(17)の文への評定は、a は「腕前が優れている」という内容を表すものとして容認できるかどうか、b は「腕前がよい場合と悪い場合」のいずれにおいても容認可能かどうか、という観点からの評価を求めた結果である。これらは、平均値にいくぶんの差はあるものの、中央値や最頻値も考慮に入れて判断すると、両者とも適格な文と認めることが可能と思われる。これに対し、(18)の文では、「足が速い」ことを表そうとする a、「足が遅い」ことを表そうとする b とも、容認度は極めて低いものとなった。こうしたことをふまえると、「好ましい性質や能力」というのが適格性の鍵となるわけではなさそうである。

(16-18)の例から得られる見通しについて簡単にまとめておきたい。まず、(16)において、a に表される「耳がいい」という内容は、当該人物の様子を外から観察することで（例として、小さな音に敏感に反応するような様子を見ることで）確認される。対して、b に表される「耳が遠い」という内容は、外からの観察でははっきりと確認することが難しいように思われる（例として、音に対する反応が悪くても、他のことに集中し耳に入らない状況や、聞こえた音を無視しているだけ、という可能性も考えられる）。こうした「観察可能性」が、2つの文の容認度に影響しているのではないかと考えられる。この見方をふまえつつ、(17)の2つの文について考えてみると、これらにおいては、外科医の腕前がよいか悪いか、とい

---

<sup>4</sup> 坂場大道氏から、「Xはいい～をしている」の形式は特に生産性が高い構文であるかもしれない、というコメントを、また三野貴志氏からは、「いい～」という言い方には皮肉なニュアンスが感じられる場合があり、そうした場合に容認度が高まることもあるかもしれない、とのコメントを得た。関連するものとして、大谷修樹氏からは、「すごい」などの修飾要素を用いる場合には文意が曖昧になり容認度が低くなるかもしれない、とのコメントを得ている。こうした観点からの詳しい検討は今後の重要な課題である。

うことが「手術」などの出来栄えを通じて間接的に観察することが可能といえ、このため2つの文がいずれも適格と判断されるように思われる。

上記のように考えると、(18)の各文の容認度が低くなることについて説明がつかないと考えられるかもしれない。ここで注目すべきは、(17)と(18)の各例の間には、(17)では「成果」から確認される「技術」が「腕」に結び付けられて述べられているのに対し、(18)では「パフォーマンス（走り）」から確認される「走力」が「足」に結び付けられて述べられているわけではないと考えられる、という違いが認められることである。これは次の例に示される。

- (19) a. あの外科医の技術は見事だ。
- b. ?? あの選手の走力は速い。

(17)と(18)の容認度の違いには、こうした違いが関連しているように思われる。最後に、ここでは次のような例についても確認しておきたい。

- (20) a. 私の祖母は真っ白の髪をしている。(2.3/3/3)
- b. 私の祖母は年のせいで少ない髪をしている。(1.2/1.5/0)
- (21) a. 私の祖父は煙草のせいで黄ばんだ歯をしている。(2.8/3/3)
- b. 私の祖父は年の割に多い歯をしている。(0.9/0/0)

(20)および(21)の例は、いずれもそれぞれ「髪」および「歯」について述べるものであるが、両者とも、問題となる対象の外見的な有り様について述べる a の文は適格と評価されるのに対し、その数量について述べる b の文は不自然さの強い文と見なされる。合わせて、次の例を提示しておきたい。

- (22) a. ひとつ目小僧は、その名の通り1つの目をしている。
- b. タコは8本の足をしている。

これらにも示される通り、対象の多寡や数量について述べようとする際には、状態・性質の「する」構文は用いられにくいようである。

以上、ここで確認された通り、状態・性質の「する」構文の表現が適格となるか不適格となるか、ということについては、それなりに複雑な事情が認められる。こうした点に注意深く目を向けることは、問題となる構文の成立条件について検討するうえで重要と思われる。

### 3.2. 不適格となるはずの文が自然に用いられる場合について

次に、先行研究の見方においては不適格になると考えられるタイプの文が、実際には自然な表現として容認される例について確認する。まず、(23-25)の例を参照したい。



- (23) a. あの女優は魅力的なほくろをしている。(2.4/2.5/3)
- b. 彼女はかわいいえくぼをしている。(2.5/3/3)
- (24) a. そのマンションは五重塔と同じくらいの高さをしている。(2.8/3/3)
- b. 彼女の脚はスーパーモデル顔負けの長さをしている。(2.5/3/3)
- c. この家の庭は運動場かと思うほどの広さをしている。(2.7/3/3)
- (25) a. この車はかわいいお尻をしている。(2.3/3/3)
- b. あの車は丸い目をしている。(2.6/3/3)
- c. あの車は大きなヘッドライトをしている。(1.5/2/0)

これらの例に関わるのが、佐藤 (2003)による「根源的属性」の考え方である。根源的属性とは「対象 X が X として成り立つ以上は常に有される X の内在的な属性であり、X の成立後に外的に付与される可能性のないもの」とされるが、佐藤 (2003)は、問題となる構文は根源的属性について述べる場合に成立可能となる、という見方を示している。これに従うと、(23)の文に言及される「ほくろ」や「えくぼ」、(24)の文に言及される「高さ」、「長さ」、「広さ」などの属性、また(25)の文に言及される無生物の構成部分は根源的属性とは見なされず、いずれも状態・性質の「する」構文において用いられないものと考えられる。<sup>5</sup>しかしながら、(23-25)に挙げた各文は、(25c)を除いてはいずれも自然な表現として評価されるものである。このことをふまえると、「根源的属性」は(少なくとも佐藤 (2003)に示される意味において)問題となる構文の成立条件として十分なものではないと考えられることになる。

ここで興味深いのが、(25b)と(25c)の容認度の違いである。(25b)は、自動車のヘッドライトを「目」として言い表したものであるが、この文は適格なものとして評価される。一方、ヘッドライトをそのままヘッドライトとして表した(25c)の文は、評価が分かれるものではあるが、最頻値が0であることにも示されるように、容認度の高い文とは言えない。この点を特に考慮していうと、状態・性質の「する」構文においては、同じ対象をどのように捉えて表すか、ということにより、文の自然さに違いが生じると考えられそうである。<sup>6</sup>

加えて、「小麦肌」や「鉤鼻」に言及する次のような例について検討したい。

- (26) a. 彼女は小麦肌をしている。(2.7/3/3)
- b. 絵本に登場する魔女はたいてい鉤鼻をしている。(2.8/3/3)
- c. あの子は二重まぶたをしている。(2.5/3/3)

<sup>5</sup> 森山・梅原・富永 (2015)は(23a)のような文も容認可能なものとし、その成立に語用論的要因を指摘している。なお、(24)の例は追加調査に基づくもので、その評価値は6名分の回答によるものである。

<sup>6</sup> この例に関していうと、無生物を有生物のように捉え、その構成部位を有生物の身体部位に擬えて述べるような場合には適格な表現が得られる、と考えられる。岡田茉弓氏からは、この種の表現は特に適格性が高くなるようにも思われ、その背景には意図性が関与している可能性があるとのコメントを得た。この点は筆者も重要な問題と考えており、稿を改めての議論を予定している。

こうした文に関し、影山 (2004)は、問題となる構文の表現においては、Y 項に置かれる要素に「形容詞+名詞」の統語構造が要求され、(26a, b)のように Y の項に複合名詞を置く文は不適格に感じられる、としている。<sup>7</sup>しかしながら調査の結果では、ここに挙げた文を含め、複合名詞による様々な文に高い容認度が認められる。このことを見ると、影山 (2004)に示される上記の規則は、ことさら強調されるべきものでもないように思われる。むしろ、ここで重要なのは、Y 項に置かれる要素に十分な「特徴性」が認められるかどうか、というのではないかというのが本稿の見方である。<sup>8</sup>

以上のように、状態・性質の「する」構文の表現には、先行研究の知見からは不適格となることが予測されるタイプの文にも、適格となるものが少なからず認められると言える。問題となる表現の成立条件について明らかにするには、こうした例についても改めて十分な分析を行うことが必要であろう。

### 3.3. 知覚・感覚に基づく文の拡がりについて

最後に、状態・性質の「する」構文の表現には、表現主体（話者・経験者）の知覚や感覚を述べるような文が数多く見つかることを確認したい。例となるのが、次のような文である。

- (27) a. さっき買ったこの魚は腐ったような匂いをしている。(2.2/3/3)
- b. このオルゴールは繊細な音をしている。(2.2/2.5/3)
- c. その産地のコーヒーは酸味の強い味をしている。(2.3/3/3)
- (28) a. このビールはすっきりした喉ごしをしている。(2.5/3/3)
- b. この品種のナシはシャキシャキした歯触りをしている。(2.9/3/3)
- c. このタオルはフワフワした手触りをしている。(3/3/3)

ここに示されるように、「匂い」「音」「味」といった知覚内容について述べる(27)のような文、また、「喉ごし」「歯触り」「手触り」といった感覚的な内容について述べる(28)のような文には、容認度が低いとする評価者もいるものの、全体としては自然な文と評価し得る結果が得られた。ただし、これに関しては次のような例に注意したい。

- (29) a. このはちみつはやさしい甘さをしている。(1.8/2/2)
- b. このビールはキンキンの冷たさをしている。(1.1/1/1)

---

<sup>7</sup> ただし、影山 (2004)は、Y 項に複合名詞を置く文を「ある程度は許容する話者」もいることを認め、そうした話者は、例として「黒髪」を「黒い髪」という主述関係に分解して解釈していると推察できる、と述べている (影山 2004: 35)。

<sup>8</sup> この点については、澤田 (2003)も参照されたい。なお、浅野真菜氏からは、複合名詞による例はむしろ容認度が高くなる場合がある、というコメントを得た。今後の考察に向け興味深い意見である。

(27c)および(28c)のように、対象の「味」や「手触り」などについて述べる文に対して自然であるとの評価が得られるのに対し、ここに示されたような「甘さ」や「冷たさ」のように、経験者にとっての対象への「感じ方」をより詳細に、分析的に捉え、前に押しだして述べるような文は、容認度が低いものと評価されることが見て取れる。このことは、問題となる構文の表現が、言及対象に関しての客観的な情報と、対象に対する主観的な情報の、微妙なバランスの上に成り立つものであることを示唆しているのかもしれない。

以上、状態・性質の「する」構文においては、表現主体の知覚や感覚を述べるような表現にも数多くの適格な文が見つかる。これらは先行研究において注目を集めてこなかったものといえるが、問題となる構文の実態について見通しを深めるうえで軽視されるべきでない、興味深い例であると考えられる。

#### 4. まとめ

以上、ここでは、状態・性質の「する」構文の適格性に関する調査の内容と結果について示しつつ、そこから得られる示唆について確認した。3.1に示されたように、状態・性質の「する」構文の表現が適格となる条件はそれなりに複雑なものと言える。このため、その実態について見通しを深めるには、3.2および3.3に示された通り、先行研究において不適格とされてきた文や先行研究では注目されてこなかったタイプの文にも改めて目を向け、詳細に分析を行っていくことが必要であると思われる。第1節にも述べたように、本稿は何らかの具体的な問いや仮説に解を与えるものではないが、ここで確認された事柄を念頭に、より多様な事例について掘り下げた検討を行うことで、問題となる表現の実態と成り立ちについて、さらに知見を深めていくことが可能になると考えられる。

#### 参考文献

- 影山太郎 (1990) 「日本語と英語の語彙の対照」『日本語の語彙と意味(講座日本語と日本語教育第7巻)』1-26. 明治書院.
- 影山太郎 (2004) 「軽動詞構文としての「青い目をしている」構文」『日本語文法』4(1): 22-37.
- 影山太郎 (2009) 「言語の構造制約と叙述機能」『言語研究』136: 1-34.
- 森山卓郎・梅原大輔・富永英夫 (2015) 「「属性シテイル構文」の構文文法論的考察」『認知言語学研究』1: 156-175.
- 佐藤琢三 (2003) 「「青い目をしている」型構文の分析」『日本語文法』3(1): 19-34.
- 佐藤琢三 (2005) 『自動詞文と他動詞文の意味論』東京: 笠間書院.
- 澤田浩子 (2003) 「所有物の属性認識」『言語』32(11): 54-60.
- 角田太作 (1991) 『世界の言語と日本語』東京: くろしお出版.
- 角田太作 (2009) 『世界の言語と日本語 改訂版—言語類型論から見た日本語』東京: くろしお出版.